



香川県労働センター

だより

香川県林業労働力確保支援センター(一般財団法人香川県森林林業協会)
〒760-0008 香川県高松市中野町23番2号 香川県森林組合連合会館内
TEL 087-861-4353 FAX 087-833-4525



「森林の仕事ガイダンス2018」に参加

「森林の仕事ガイダンス」は新たな林業の担い手の確保と育成を目的に開催されるもので、平成30年1月27日（土）東京、2月3日（土）大阪、2月10日（土）名古屋において開催され、当センター職員と県森林組合連合会の職員が参加し、香川県での林業の仕事や就労について多くの相談を受けた。

東京会場（品川インターナショナルホール）では、会場全体で1,045名の相談者が訪れ、香川県ブースにも7名の相談者、大阪会場（天満橋OMMビル）では、会場全体で611名の相談者が訪れ、香川県ブースには13名の相談者、名古屋会場（JPタワー名古屋）では、会場全体で470名の相談者が訪れ、香川県ブースには11名の相談者があった。

一時は就業者の高齢化が問題となっていた林業界だが、ここ数年は緑の雇用事業などの成果により若返りが見られるようになっている。また、田舎暮らしを目指す方たちの現実的な受け皿としても脚光を浴びており、どの会場も林業に関心を持つ方々で埋まり、森林の仕事に対する人々のパワーがみなぎる一日となった。



林業就業支援事業研修会（東京）

平成30年度「林業就業支援事業研修会」が4月25日（水）～26日（木）東京都（コープビル）において開催され、25日（水）は「支援講習部門」に出席し、平成29年度の林業就業支援講習の実施結果等について、山口県・大分県の事例発表や平成30年度の留意点について説明を受け、各都道府県の担当者から質疑応答並びに意見交換を行った。翌26日（木）は「雇用管理部門」に出席して、平成29年度の事例発表や今後の事業運用等について意見交換を行った。両会議とも厚生労働省 職業安定局雇用開発部 農山村雇用対策室 小林室長を迎えて、全国森林組合連合会大屋部長が今後の事業運営の協力依頼等挨拶を行った。



「緑の雇用」新規就業者育成推進事業

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業は、林業の持続的かつ健全な発展を図り、成長産業化を実現するため、施設の集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施設の実施とともに、これらを担う新規就業者を林業作業士（フォレストワーカー）として段階的かつ体系的に育成するもので、今年度県内2事業体から、FW1年目研修に2名、FW2年目研修に2名、FW3年目研修に4名が参加し、現在研修中である。当センターは集合研修業務及び監督・検査業務を担当している。



平成30年度森林組合（就業10年未満）職員育成研修会

平成30年6月18日（木）県森連2階会議室において、県下林業事業体の就業10年未満の者を対象に、新入職員10名に育成研修を行い、全員熱心に受講した。研修は、香川県から穴吹環境森林部みどり整備課長、農林中央金庫高松支店から竹井四国営業部次長並びに吉川主任、全国森林組合連合会から早瀬組織部林政課担当課長、林業・木材製造業労働災害防止協会香川県支部から陶山安全技能師範らを迎えて、香川県の森林・林業・木材産業、コンプライアンス、接遇マナー、森林組合の概要、林業労働安全衛生についてご講義いただき、当センターの道久センター長から林業労働力確保支援センターの概要について説明した。



林業就業支援講習募集

林業就業支援講習は、厚生労働省委託事業として全国森林組合連合会（全国林業労働力確保支援センター）が各都道府県にて実施するものです。林業への就職を希望する原則45歳未満の方を対象に、基本知識、林業体験、職場見学を行うとともに、個別の就職・生活相談を実施することで、林業に就職するために必要な知識や資格を身につけ、林業への円滑な就職を支援します。香川県では平成30年8月28日（火）～9月14日（金）の期間で14日間の講習を開催します。

平成30年度雇用管理研修会・雇用管理改善相談会の開催

平成30年7月12日（木）県森連2階会議室において、県下林業事業体の事業主等を対象に、香川労働局職業安定部職業対策課長の高橋育男氏を講師に迎え、求人・求職情報について、また社会保険労務士法人合同経営の特定社会保険労務士 斎藤美穂氏を講師に迎え雇用管理についての研修を、林業・木材製造業労働災害防止協会香川県支部安全技能師範の陶山芳伸氏からは林業労働安全衛生について、鳥取県八頭中央森林組合推進課長の山本昌志氏を講師に迎え、「林業新時代に即応するまでの業務改善」についての講義を熱心に受けた。

その後、相談会を開催し、各事業体の問題についての相談を受けた。中でも、新規就業者の獲得や、就業2～5年目の者の定着の問題が多くあった。



必ずチェック最低賃金！使用者も 労働者も 香川県の最低賃金

● 地域別最低賃金 香川県内の事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	766円	平成29年10月1日

● 特定最低賃金 下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者（この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。）	効力発生年月日
冷凍調理食品製造業 最低賃金	767円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成29年12月15日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	890円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成29年12月15日
船舶製造・修理業、 船用機関製造業最低賃金	903円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成29年12月15日
電子部品・デバイス、 電子回路・電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	841円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務を主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	平成29年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。 ○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先

●香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

●労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196
観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137